

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年2月23日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第128号

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市深草墓園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第4条に規定する」を「第5条の規定により」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第2条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「より届出を受理した」を「よる届出があった」に改める。

第5条第1項前段中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項後段中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「ある」を「できる」に改める。

第6条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)